

## J P X総研指数算出に係る方針書

xxxx 年 xx 月 xx 日  
株式会社 J P X総研

### (目的)

第1条 J P X総研指数算出に係る方針書（以下「本書」という。）は、株式会社 J P X総研（以下「J P X総研」という。）が算出する株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が開設する市場に上場する株券、REIT 又はインフラファンド等の価格に基づいて計算される株価指数（以下「東証指数」という。）並びに株式会社大阪取引所（以下「OSE」という。）が開設する市場における先物取引等の価格若しくは株式会社東京商品取引所（以下「TOCOM」という。）が開設する市場における先物取引等の価格又はその両方に基づいて計算される指数（以下「OSE・TOCOM 指数」といい、東証指数及び OSE・TOCOM 指数を総称して「J P X総研指数」という。）について、指数算出上の総括的な方針を定めることを目的とする。

### (算出要領の公表)

第2条 全ての算出要領は、株式会社日本取引所グループのウェブサイト（以下「JPX ウェブサイト」という。）にて公表する。

### (ガバナンス)

第3条 J P X総研指数については、指数業務に精通し十分な専門知識を有する者により構成される、J P X総研の日次の指数運営に関する会議（以下「指数運営会議」という。）において、指数算出業務に関するモニタリングが実施されている。また、指数の算出に当たり判断を要するものについては、指数運営会議にて協議することにより判断の一貫性が保たれている。

### (極端な市場環境下における東証指数の指数値の計算)

第4条 J P X総研は、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由により東証が開設する株式市場が終了時間前に閉鎖せざるを得なくなった場合、発表された最終の株価情報を以下の順序に従って採用し、東証指数の指数値を計算する。

- (1) 特別気配値段又は連続約定気配値段
- (2) 約定値段
- (3) 指数用基準値段（①新株落理論値段、②前日以前で直近の特別気配値段又は連続約定気配値段、③前日以前で直近の約定値段の順序で採用）

2 J P X総研は、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由により東証が開設する株式市場が売買を中断し、その後システム再立上げにより売買を再開する場

合、再開後に発表された株価情報を以下の順序に従って採用し、東証指数の指数値を計算する。

- (1) 特別気配値段又は連続約定気配値段
- (2) 売買再開後の直近の約定値段
- (3) 売買再開後の約定及び特別気配のいずれもない場合は指数用基準値段（①新株落理論値段、②前日以前で直近の特別気配値段又は連続約定気配値段、③前日以前で直近の約定値段の順序で採用）

3 天災地変その他これに準ずる事由により、東証が開設する株式市場が算出要領に規定する銘柄選定や基準時価総額の修正をはじめとする東証指数に係る変更を行うのに適切な状態ではないと指数運営会議が認めた場合（市場全体の急激なボラティリティの上昇又は流動性の枯渇等）、J P X総研はJPX ウェブサイトにて事前に周知したうえで、当該変更について算出要領とは異なる取扱い（定期入替の延期又は中止等）をすることができるものとする。

（極端な市場環境下における OSE・TOCOM 指数の指数値の計算）

第4条の2 J P X総研は、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由により、OSE が開設する市場若しくは TOCOM が開設する市場又はその両方が終了時間前に閉鎖せざるを得なくなった場合、構成銘柄の清算値段又は帳入値段を採用し、OSE・TOCOM 指数の指数値を計算する。

2 J P X総研は、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由により、OSE が開設する市場若しくは TOCOM が開設する市場又はその両方が売買を中断し、その後システム再立上げにより売買を再開する場合、再開後の構成銘柄の清算値段又は帳入値段を採用し、OSE・TOCOM 指数の指数値を計算する。

（指数の訂正）

第5条 東証指数を訂正する場合の取扱いは「東証指数データ訂正ポリシー」に定めるところによるものとし、OSE・TOCOM 指数を訂正する場合の取扱いは「OSE・TOCOM 指数データ訂正ポリシー」によるものとする。なお、本訂正については、「リスク管理方針」及び「リスク管理規則」に定める基準に従って、リスク管理委員会に報告を行う。

（算出要領の定期的な見直し）

第6条 J P X総研は、市場における構造的な変更の有無について少なくとも1年に1回は検証を実施し、J P X総研指数の算出要領の見直しの要否について検討を行う。

（算出要領の軽微な変更）

第7条 算出要領について軽微な変更を実施する場合には、社内りん議による決裁を必要

とする。りん議決裁に当たり、J P X総研は、変更に至る背景と変更内容の妥当性を検討し、変更内容の適切性について確認する。

(算出要領の重要な変更)

第8条 算出要領について重要な変更を実施する場合には、社内りん議による決裁を必要とする。この場合、J P X総研は、次条に定める指数コンサルテーションを実施し、広く意見を募ったうえで、変更による影響について検討を行う。また、必要に応じて、J P X総研が指数の利用に関するライセンスを付与した者において想定される影響を意見の聴取等により確認したうえで、変更を行うべきか検討する。

2 前項に規定する重要な変更とは、東証指数にあっては、算出要領の変更に伴い指数の構成銘柄やその組入れ比率が変動し、構成銘柄の定期的な見直し以外のタイミングでパブリック運用者がリバランスを要する変更、指数の構成銘柄の選定方法の変更、コーポレートアクションの取扱いの変更及び指数値の計算方法の変更をいい、OSE・TOCOM指数にあっては、指数の構成銘柄の選定方法の変更及び指数値の計算方法の変更をいう。

(指数コンサルテーションの実施)

第9条 J P X総研は、J P X総研指数の運営等に関する施策の決定に際し、多様な意見を聴取する機会を確保し、プロセスの公平性及び透明性の向上を図ることを目的として、指数コンサルテーションを実施する。指数コンサルテーションの手続については、「指数コンサルテーション実施要領」により定めるところとする。

2 J P X総研は、次の各号に掲げる事項（第2号に掲げるものについては、東証指数に係る事項に限る。）について決定を行おうとする場合には、指数コンサルテーションにより広く意見を募集するものとする。ただし、当該決定の内容が軽微であると指数運営会議が認める場合は、この限りでない。

(1) 算出要領の重要な変更

(2) 算出要領に記載されていない新規コーポレートアクションの取扱い

(3) その他広く意見を募るべきと指数運営会議で決定した事項

3 指数コンサルテーションを実施する場合、社内りん議による決裁を必要とする。

(指数アドバイザー・パネル)

第10条 J P X総研は、指数利用者との意見交換の機会を通じ、東証指数の継続的な改善を図ることを目的として、指数アドバイザー・パネルを設置する。指数アドバイザー・パネルの運営については、「指数アドバイザー・パネル運営要領」により定めるところとする。

(利益相反管理)

第 11 条 J P X 総研では、市場における価格を用いて、東証指数については東証の指数算出システム及び相場報道システムにおいて、OSE・TOCOM 指数については OSE 及び TOCOM のデリバティブ取引を行うための売買システムにおいて、自動的に算出及び公表を行っている。また、各指数の算出要領においては、公開されている情報及びデータを定量化して銘柄選定を行うことなどの透明性及び客観性の高い算出ルールが文書化されている。

以上をとおして、J P X 総研は、指数算出に当たっての恣意性及び利益相反性を排除している。

また、J P X 総研では、以下の利益相反管理の枠組みを有している。

#### (行動規範)

J P X 総研では、指数運営に関する健全性の担保の一環として、社員に「行動規範」の遵守を求めている。

#### (情報遮断)

J P X 総研では、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」において、許可された者以外に情報を提供しないこととしており、指数業務に関連する部署とそれ以外の部署との間の情報を遮断している。

#### (報酬体系)

「給与規則」では、J P X 総研の従業員の報酬体系及び業績評価制度が定められている。指数に関連する業務を担当する従業員の報酬は、指数の設計・算出・公表等の業務に直接関連しないものとなっている。

#### (社内研修)

J P X 総研では、指数算出業務に従事する従業員に対し、行動規範や指数に関する十分な知識を保持することを求めている。行動規範に関する研修については定期的実施している。また、指数の設計や算出業務に影響する法改正等についての研修を実施することで、継続的に指数設計に反映している。

#### (内部通報制度)

J P X 総研では、内部通報制度を設けており、内部通報についての受付、調査及び是正措置に係る業務の責任者を代表取締役社長としている。

(本書の変更等)

第12条 本書は社内規定に基づく決裁を経たうえで、予告なしに変更されることがある。

## 変更履歴

公表日	変更内容
2017/3/31	・初版
2019/5/31	・「東証指数データ訂正ポリシー」の策定に当たり、第5条を修正。
2020/4/1	・指数コンサルテーションの設置に伴い、第8条を修正、第9条を新設。 ・指数アドバイザー・パネルの設置に伴い、第10条を新設。
2020/6/1	・極端な市場環境下における東証指数に係る変更について、第4条を修正。
2022/4/4	・J P X総研への業務移管に伴う修正（2022年4月1日から遡及して適用）。
2022/8/1	・システム再立上げ時における東証指数の取扱いについて、第4条を修正。
xxxx/xx/xx	・本書の名称を変更。 ・本書の対象として OSE・TOCOM 指数を追加。